

令和元年度第3回大船渡市水道事業運営審議会 会議録

- 1 日 時 令和元年11月20日（水）10:00～11:15
- 2 場 所 大船渡市役所 地階会議室
- 3 出席者
（委 員） 崎山恵美子副会長、福田かな子委員、佐藤優子委員、
新沼眞作委員、沼田京子委員、杉森一博委員、
金野弘美委員、上部博子委員、新沼律子委員
（事務局） 千葉所長、新沼所長補佐、今野所長補佐、佐々木所長補佐、熊谷係長、
及川係長、今野係長、小田主事補
- 4 欠席者 細川廣行会長
- 5 議 題 (1) 水道料金の改定について
(2) その他
- 6 会議経過 以下のとおり

1 開会

（新沼所長補佐）

それでは、皆さんおそろいになったようなので、ただ今から令和元年度第3回大船渡市水道事業運営審議会を開催いたします。本日の司会を務めます水道事業所の新沼と申します。よろしくお願いいたします。

あらかじめ皆様に資料は郵送させていただいておりますが、本日お忘れになった委員はいらっしゃるでしょうか。

本日、細川会長はどうしても抜けられない用があるということで、欠席となっておりますので、皆様にご報告いたします。それでは、開催にあたりまして、崎山副会長からごあいさつをお願いいたします。

2 会長あいさつ

（崎山副会長）

皆さんおはようございます。本日は細川会長がいらっしゃらないということで、打ち合わせをした上で、副会長である私が細川会長に代わって会長の任を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本年の7月に開催しました第2回審議会におきましては、水道事業の今後の財政見通しが示され、来年度前半を目処に20%程度の水道料金の改定を予定しているという説明がなされております。委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、会長

の挨拶といたしますのでよろしくお願いいたします。

(新沼補佐)

ありがとうございました。それでは、「3 協議」に入らせていただきます。審議会規則第4条第2項の規定により、ここからは副会長が会議の議長となりますので、崎山副会長よろしくお願いいたします。

また、皆様には審議会規則を配布しておりますので、後ほど参照していただきたいと思っております。

それでは、副会長、よろしくお願いいたします。

3 協議

(崎山副会長)

それでは、次第の「3 協議」に入ります。「(1) 水道料金の改定について」を議題といたします。よろしくお願いいたします。

(千葉所長)

11月になりまして、非常に寒くなってまいりました、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは資料に沿ってご説明申し上げます。前回の7月23日の第2回審議会で、今後の財政見通しということで、現行料金のままでいくとどうなるか、ということの説明させていただきました。

今日の資料1ページ「水道料金の改定について」でございます。

―― 資料「水道料金の改定について」の1～5ページ（「1. 料金改定の理由」、「2. 給水需要予測及び建設改良計画」、「3. 水道料金及びメーター使用料の改定」の⑤まで）を説明 ―――

ここからは新沼補佐からご説明申し上げます。

(新沼所長補佐)

それでは資料6ページから説明させていただきます。

―― 資料「水道料金の改定について」の6～11ページ（「3. 水道料金及びメーター使用料の改定」の⑦まで、「4. 県内他市との料金比較」「5. 料金改定後の財政見通し」）及び資料「料金改定後の長期的財政見通し」を説明 ―――

私からは以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

(崎山副会長)

ありがとうございます。それでは、ただいまの料金改定についての説明について、意見等ありましたらよろしく願いいたします。なお、今回は皆さんに一言ずつ発言していただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

まず、水道料金改定についての理由について所長から説明がありました。何かございませんか。

(沼田委員)

水道料金について、なぜこれほど高く改定しなければならないのか。一度値上げをすると、そこから値下げをすることはほとんどないと思う。水道管を直したりするのに費用がかかるのは理解しているが、ここまで値上げをする必要はあるのか

(千葉所長)

資料の6ページをお開きいただきたいと思います。上の方の表の一番右側、現行料金と改定後の料金を比較したものです。一番上の口径25mm以下の家事用につきましては、基本料金で272円、超過料金が1㎡あたり33円上がるということで、以下、だいたい2割ずつの上げ幅ということになっております。

先ほどご説明申し上げましたが、今後5年間で、さまざまな施設の更新や、人口減少による収入の減少により、収支が赤字になってしまうというシミュレーションのもと、収支状況の改善を図ることができる値上げ幅を算出しておりますので、この改定率でお願いしたいところでございます。

市民のみなさまにご負担をおかけするというところでたいへん申し訳ないと思うところではありますが、やはり安全・安心な水を供給するためには、一定の施設整備が必要になってきます。

これが仮に10%の改定率であれば、損益が1億円のところが5千万円となり、翌年度への繰越金の財源も余裕がなくなり、近いうちに改定をしなくてはならないという状況になります。前回の料金改定は5年間の改定期間を設定しておりますが、収支がある程度改善したため、今年で改定後7年目を迎えるところであります。しかしながら、このまま人口減が続くと、厳しい収支状況となる見込みもありまして、改定案を出させていただきました。

(新沼委員)

今の説明では分かりにくい。人口減少に伴う世帯数の減少、すなわち過疎化が進むということ、そうすると、世帯数の少ない遠方の地域にまで水道を整備しなければならない。盛岡などであれば住宅が密集しているため、一定の長さの水道管あたりの世帯数が多いため、水道を供給する費用に対する利益も確保しやすいが、過疎地では逆に水道管あたりの利用者が少ないため、利益は確保しづらい。そういった形で一般の方々に説明していかなければ、ただ人口減少のためと言われてもわかりにくい。

また、通常、自宅で使用している水道管の径など把握していない。基本的に市民は、水道料金は使った分だけ払うという認識であり、不必要に大きい径を使用している世帯は、水道料金を無駄に払っているということになる。ここに関しても、市民に対して十分に説明しなければならない。

(崎山副会長)

一般家庭で使用している口径は何mmなのか。

(新沼所長補佐)

一般家庭はほぼ20mmを使用しております。シャワーや水洗トイレが設置されていない住宅などは13mmが設置されておりますが、現在は水の使用量が増えているので、住宅を建てる際には、20mmでお願いしております。

(新沼委員)

水道管が太くなれば、水圧もある程度確保しなければならない。水道事業所からすれば、その分の水圧を確保する手立てをしなければならない。それが口径別料金として反映されているという認識でよろしいか。

(今野所長補佐)

そういうことになります。多くの水量が使われているために、それを供給するための太い水道管が必要になります。水圧の問題もありますが、水量の問題もあります。その需要に応えるためには、使用量が増えれば、それなりの量の水を作る、送る施設を作らなければならないため、やはり、使用している水量・水圧を、口径別料金という形で水道料金に反映させなければなりません。

(新沼委員)

同じ水を使用しているのに口径によって料金が違うというのはおかしいという声が上がると見込まれる。今言ったように、「その口径で一定の水量・水圧を確保するための施設等にかかる費用を公平に負担するために、使用している口径に基づいた金額を設定している」という説明をするべき。広報等で周知する際も、この旨を説明していただければ、市民も分かりやすい。

(上部委員)

大船渡市の水道料金は他市と比べて低いという認識があったが、ここ数年で高くなってきているということを認識した。

また、私が検針員をしていた頃、アパートの2階等で水圧が足りない世帯があり、居住者からは「水をほとんど使用していないのに、料金が高い」と言われたことがある。こういった世帯に関しても、今回の料金改定により更に負担が増えてしまうのではないか

(新沼所長補佐)

水が足りない、水圧が足りない地域を解消するために、料金改定を行うという考え方でこの案を出させていただきました。日頃市・立根の未給水地域や、水圧が足りない地域に安定して水を供給するために、事業費用をかけております。給水地域は順次拡張し、来年度からは日頃市地区の一部については通水する予定となっております。ただ、あまり人の

いない遠くの1軒のためだけに水道を通すのかということになれば、そのためにかかる工事費について採算が取れるのかという問題もありますので、そこは柔軟に対応していきま^{うわべ}す。まずは上部委員の仰るとおり、できるだけみなさんに水を安定して供給できる体制を早く作りたいと考えております。

(新沼委員)

企業債といった形で資金の借り入れを行っているが、説明のあった2割程度の値上げではなく、それ以上の改定率を設定し、収入を上げることによって、企業債の償還を早めるという手法もあると思う。このまま借金だけが増えていくと、いずれは再度料金改定をしなければならぬため、そういった選択肢も考える必要がある。

(千葉所長)

資料の中で今後の建設計画を提示させていただきましたが、正式な計画として列挙されたものではございません。費用がかかってもなかなか水道料金に反映されないような地域や、未給水地域への拡張も考えておりますが、住民の皆様との説明会・懇談会を開催して、100%整備すべきか、あるいは一定のところまでとするか、資金とのバランスも考えた上で整備を進めなくてはならないと考えております。

起債については、整備した施設が、現在居住している人だけが使うものではなく、将来にわたって使うということで、今後の人たちのためにも、借り入れを行い、その財源を使っていくといった面もあります。ただ、当然利息がつき、費用は嵩むこととなります。借入金より償還額が大きければ、残高が減っていきますから、できればそういった方向に持っていきたいと考えているところではございますが、まずは未給水地域の解消ということで、財政計画を作っていきたいと考えております。

(新沼委員)

資料11ページの30年度の企業債残高が、令和6年度で7,591,234千円、剰余金が2,196,092千円であり、もっと償還額を多くしても良いのではないかと。企業債を早く減らすことによって、利息費用も減らすことができるのではないかと。

(新沼所長補佐)

仰るとおりでございます。貯金があるのであれば、少し崩して借金の返済に充てるべきという考えがある一方、今はかなり金利の低下が進んでいるため、今のうちに借りておいたほうが良いという考えもあります。そうは言っても借金は借金であるため、返済額を増やすことによって、残高を減らしていかなければならないとは思っております。ただ、それは現在の拡張計画、第4浄水場の整備・水道管の布設・通水までを実施し、それが終わり次第借入金の返済に集中していく考えでございます。

(新沼委員)

今の水道管の耐用年数は延びているのか。

(今野所長補佐)

延びております。今普及している耐震性のある水道管は、耐用年数80年となっております。メーカーからは100年くらいは使用できると言われております。日本水道協会でも、耐震性のある管については、地盤にもよりますが、80年という指標が出ております。今までの管はおよそ40年～50年となっております。市内に布設されている管で最も古いものは昭和27年のものであり、まもなく70年経過します。それ以外も昭和30年代～40年代の管を古い順に更新していきます。平成に入ってから布設した管はまず80年は使用できるということになっております。

(新沼委員)

料金改定のところで、5年間で19%強の値上げとなっているが、その5年が到来した際の料金についてはどういった見通しで考えているのか。

(新沼所長補佐)

今回は5年間のシミュレーションで改定案を作成しました。5年間の水道経営を維持するためにはどれだけ料金改定が必要かということです。当然その先の6年目に再度料金改定が必要になると考えております。ただ、今回につきましては前回から7年目での改定になります。料金改定は市民の負担が大きいため、我々も経営努力しながら6年、7年とできるだけ今回改定する料金体系で水道経営を維持できるように努めていきたいと考えております。

(崎山副会長)

では、今回の料金体系を7年、8年と維持していただきたいと思いますが。

(今野所長補佐)

今回の令和6年度までの事業費でシミュレーションした上で料金を算定しておりましたが、未給水を解消する名目の事業につきましては、令和6年度までに終わらせるように事業費を見込んでおります。それ以降は、古い水道施設等を更新していく事業になりますが、水道管の耐用年数40～50年の管が70年経過した今でも問題なく使用できていることから、漏水事故の発生状況を鑑みながら、今後の更新スケジュールを緩やかにすることで、事業費を抑えることができる可能性もあります。

なお、インターネット等で「水道料金改定」と検索すると、全国の市町村が軒並み料金改定をしているほか、将来の水道料金を試算しているサイトなどでは、20年後には料金が1～2万円としなければ水道経営が成り立たないと評価されている市町村もあるようです。この料金改定は全国的な流れとなっているということを了承していただければと思います。

(崎山副会長)

他にございませんか、無ければ、協議(1)「水道料金の改定について」これを了承してよろしいでしょうか。

―― 委員から賛同 ―――

(千葉所長)

付け加えます。正式な料金改定までの予定でございます。12月中に市議会の全員協議会にて、議員のみなさまにもほぼ同様の資料で水道料金の改定をしたい旨を説明をしたいと思っております。そして年の明けた3月の議会で条例案を提出して、そこで議決をしていただければ、4月に条例の施行、実際の料金改定は7月となります。

(崎山副会長)

それでは、協議(1)「水道料金の改定について」これを了承することとします。次に協議(2)「その他」について、事務局なにかございますか。

(新沼補佐)

事務局からはございません。

(崎山副会長)

委員からなにかございますか。

(杉森委員)

水道料金の支払い方法について、現在、口座振替、コンビニ払いがあるが、クレジットカードや電子マネーへの対応は考えていないのか。

(及川係長)

クレジットカード払いについては、税の一部で導入はしておりますが、クレジット会社に支払う手数料が高く、水道料金の支払いについては、対応は考えておりません。電子マネーにつきましても、導入へのハードルが高い状況となっております。

コンビニ払いを導入したことについては、平日に金融機関に行かなくても良くなったということで、かなりありがたいと言われております。現在の納入実績の内訳としては、口座振替が8割、窓口やコンビニでの納付書払が2割となっております。

(杉森委員)

他県から来た者としては、口座振替が可能な預金口座を持っていないため、納付書にてコンビニ払いをしている。利便性は上がっているが、つい忘れてしまう場合もあるため、カード払いがあればかなり助かるが、手数料の問題があるということは了解した。

(新沼所長補佐)

いずれ、クレジットカード・電子マネー共に、事業所側が負担する手数料が高く、導入はなかなか難しいと考えております。

(新沼委員)

仮にそのようなシステムを導入することとなったとしても、その維持費のために、水道料金に影響が出るといったことは無いように配慮いただきたい。

(崎山副会長)

そのほかございませんか。

(沼田委員)

水道料金の未収金については減少しているのか。

(及川係長)

今年度の収納率については例年とほぼ同様です。10月現在で98.3%となっており、昨年度と同水準となっております。

(沼田委員)

料金未納者に対しては、早めに対応していただきたい。未納が続けば続くほど、未収金の解消もしづらくなってくると思う。

また、今回の説明で水道料金を2割も上げなければならない理由を理解した。議会や市民に対する説明の際も、値上げ幅の根拠をしっかりと理解できるよう、説明をお願いしたい。

――― 他に発言なし ―――

(崎山副会長)

ありがとうございました。

それでは、これで議長の任を解かせていただきます。大変ありがとうございました。

4 その他

(新沼所長補佐)

では、次第4「その他」となりますが、皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。

――― 発言なし ―――

5 閉会

(新沼所長補佐)

それでは以上で、令和元年度第3回大船渡市水道事業運営審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。